

『各建設現場2項目重点労働災害防止運動』

労働者の安全意識レベルUP !!

大分県における建設業の労働災害は、死亡災害が5件前後で推移し、休業4日以上之死傷災害が200件を超え、全産業の約2割を占めています。

建設業の労働災害を大幅に減少させるためには、これまで以上に、労働者が納得する安全対策を進めていく必要があります。

このため、各建設現場において、全労働者の意見を取りまとめ、それぞれの建設現場で、特に遵守すべき安全の取組みを2項目に絞り込み、毎日の唱和・指差呼称により労働者の安全意識レベルを高め、さらなる安全への意思統一を図りましょう。

スローガン

『みんなで決める安全対策（絞り込み2項目）
唱和・指差呼称で 今日も無災害 !!』

『各建設現場2項目重点労働災害防止運動』の 事業場の実施フローチャート

《ポイント》

- ① 経営トップによる「各建設現場2項目重点労働災害防止運動」の決意表明
大分労働局へ本運動の取組宣言

- ② 各現場責任者等へ本運動の考え方について教育

《ポイント》

- ③ 労働者との協議による各建設現場の安全対策2項目の絞り込みによる決定 《工事開始前》

- ④ 建設現場の掲示
《工事開始前》

〔注〕建設工事が、基礎工事、本体工事、附帯工事等に大きく変り、安全対策を変更する必要がある時は、
安全対策2項目の絞り込みの見直しもできる。

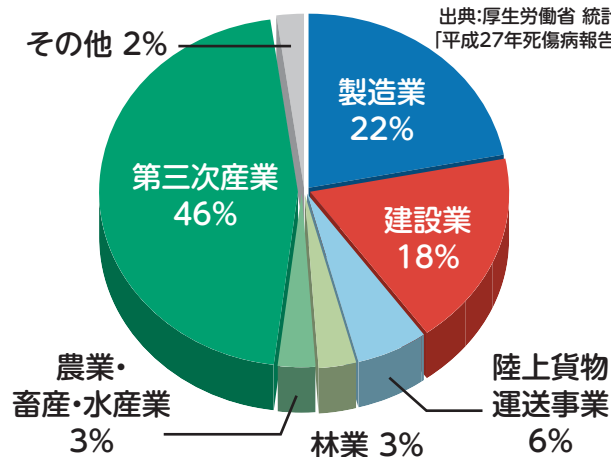
《ポイント》

- ⑤ 毎日の朝礼等による全員唱和、意思統一 《作業開始前》

- ⑥ 安全衛生パトロールの実施による本運動の取組確認

大分県業種別労働災害発生状況

出典：厚生労働省 統計
〔平成27年死傷病報告〕



大分労働局・各労働基準監督署



建設業労働災害防止協会 大分県支部

『各建設現場2項目重点労働災害防止運動』とは

各建設現場において、自らが遵守すべき安全事項を協議し、特に遵守すべき2項目に絞り込み、毎日の朝礼等で唱和・指差呼称することで労働者の安全意識レベルを高め、安全作業の意思統一をするものです。

2項目に絞り込み

現場責任者が建設現場の作業条件、作業内容等の説明を行い、当該現場においてKY（危険予知）活動等に準じて、危険要因、その対策を確認し、特に遵守すべき2項目の絞り込みを全労働者で協議し、決定しましょう。

安全作業の意思統一

決定された2項目は掲示を行い、毎日、朝礼等により全員による唱和・指差呼称を行うことで、安全作業の意思統一を行いましょう。

各建設現場の作業に応じて、守るべきものは多い中で、
「これだけは絶対に守るぞ！」という目標を2つに絞り込む

(例) 建設現場遵守事項

- 1 高所作業は、足場の確保と安全帯の徹底使用
- 2 安全確保は4Sから、終業前15分間の一斉実施
- 3 安全通路以外は通らず、近道禁止!!
- 4 重機作業は、シートベルトの着用、旋回範囲の立入禁止
- 5 クレーン作業は、地切り確認、吊荷の下の人払い等の「3・3・3運動」の実施
- 6 ロープ高所作業は、ロープの緊結確認・ライフラインの徹底使用
- 7 無資格者は、作業をしない、させない
- 8 脚立作業は、据え位置確認、開きの防止
- 9 電気作業は、電源遮断、検電確認
- 10 ちょっと待て、その作業、その行動に安全確認!!
- 11 安全確認 大きな声で 指差呼称
- 12 まず挨拶 大きな声で「ご安全に!!」
- 13 問題発生、まず報告、一人判断絶対禁止
- 14 その他

(例) 建設現場掲示

- 〇〇建設(株) 〇〇工事
「これだけは絶対に守るぞ！」
- ① クレーン作業は、「3・3・3運動」実施で安全確認の徹底
 - ② 名前で呼び合う 声掛け運動の徹底で 不安全行動の撲滅



本運動取組宣言の大分労働局へのFAX提出表

各建設現場2項目重点労働災害防止運動取組宣言

事業場名		代表者職氏名	
住 所		電 話 番 号	

※ 上記の『取組宣言』を最寄りの労働基準監督署にFAX又は郵送願います。FAX番号は次のとおりです。
大分労働基準監督署/097-536-2471 ・ 中津労働基準監督署/0979-22-2959 ・ 佐伯労働基準監督署/0972-24-0934
日田労働基準監督署/0973-22-4855 ・ 豊後大野労働基準監督署/0974-22-7315

本運動の取組による労働者の安全レベルの向上は
災害ゼロ職場への近道!!